

任意継続被保険者制度とは

健康保険では会社を辞めても引き続き個人で加入できる「任意継続被保険者制度」があります。「任意継続被保険者制度」は、一定の要件を満たす個人が任意で加入するものであり、届出・保険料の納付などの義務を加入者自らが行うこととなります。

(1) 任意継続被保険者になるには

任意継続被保険者となるには以下の要件を満たしていることが必要です。以下の要件を確認のうえ、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を人事部に提出してください。

- ① 健康保険の資格喪失日の前日まで継続して2カ月以上の被保険者期間がある方
- ② 75歳未満の方
- ③ 資格喪失日（退職日の翌日）から「20日以内」に申請した方

(2) 任意継続被保険者の被保険者期間は

任意継続被保険者となった日から2年間となります。

(3) 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

以下に該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、被保険者証を返却していただくことになります。

- ① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
- ③ 就職して、健康保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき。
新しい健康保険証（コピー）の提出が必要となります。
- ④ 被保険者が死亡したとき。
- ⑤ 任意継続被保険者資格を喪失（脱退）する旨の申出をされた場合には、その申出が受付された日（健保組合に到達した日）の翌月1日に任意継続被保険者の資格が喪失となります。

② の場合は、自動的に当健保組合より資格喪失証明書をお送りいたします。

②③④⑤の場合は「任意継続被保険者 資格喪失届出書」を健保組合までご提出してください。

(4) 給付内容は

被保険者および被扶養者とも、資格喪失前と同じ保険給付を受けられます。

(5) 保険料は

任意継続被保険者の保険料は、会社負担がありませんので**全額自己負担**となります。介護保険料の納付対象者（40歳以上65歳未満になる方）は、介護保険料も含めた額となります。

保険料額は、「被保険者資格を喪失した時（退職時）の標準報酬月額」に保険料率を掛けて算出されます。

加入した時の標準報酬月額が任意継続期間（2年間）の保険料額算出の基準となります。

(6) 介護保険料は

65歳になりますと介護保険料は各市区町村に直接納付するようになりますので、健康保険組合では二重払いとならないよう誕生月から請求をはずしています。

（注意）65歳の誕生日が1日の方は前月からとなります。

(7) 納付期限は

納付月の1日～10日（10日が土・日曜日または祝祭日の場合は翌営業日）までとなります。月の途中で退職された方は別途、健保が定めた日となります。

納付は当健康保険組合が発行する「任意継続者納付書」による銀行振込となります。銀行振込以外は不可です。（口座からの自動引き落としは出来ませんのでご注意ください）

(8) 保険料前納制度とは

初回分の保険料納付後は、「各月の納付」（毎月10日まで）が基本となりますが、一定期間をまとめて納付する「前納制度」もあります。保険料を前納すると保険料が割引になるほか、毎月納付の手間及び振込手数料が省けます。前納できる期間としては6ヵ月または12ヵ月のいずれかが選択できます。

6ヵ月分の前納（年2回の納付となります）

- ・ 4月分～9月分および10月分～翌年3月分まで

12ヵ月分の前納（年1回の納付となります）

- ・ 4月分～翌年3月分まで

年度の途中で任意継続被保険者となった方は、初めて納付する月から9月分または3月分までを納めることができます。加入月から継続して6ヵ月分(12ヵ月分)ではありません。

以上